

平成26年第2回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

平成26年2月25日（火）午後2時00分

議会棟A・B会議室

2. 委員の現在数

19名

3. 出席委員

| | |
|-----------|------------|
| 1番 掛川 正治 | 2番 中村 良男 |
| 3番 須藤 喜一郎 | 4番 三須 清一 |
| 5番 斉藤 隆 | 6番 染谷 智一郎 |
| 7番 新堀 政夫 | 8番 渡辺 陽一郎 |
| 9番 森 正昭 | 10番 阿曾 敏夫 |
| 11番 斉藤 剛広 | 12番 大野木 奥治 |
| 13番 小池 良雄 | 14番 早川 真 |
| 15番 江原 俊光 | 16番 高田 勝禧 |
| 17番 渡邊 光雄 | 18番 川村 泉治 |
| 19番 増田 勝己 | |

4. 出席事務局職員

| | |
|------|--------|
| 局長 | 海老原 美宣 |
| 次長 | 飯塚 豊 |
| 次長補佐 | 大野 祐信 |
| 農地係長 | 落合 敦 |

5. 会議に付した議案等

審議事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について
- 議案第5号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

報告事項

- 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する
専決処分について
- 報告第2号 農業委員会制度・組織改革に向けた組織討議と意見集約に
ついて (アンケート)

議長 それでは開会いたします。

ただ今から平成 26 年第 2 回我孫子農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員 19 名の出席をいただいておりますので、会議規則第 8 条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

1 番 掛川正治委員

2 番 中村良男委員

よろしく申し上げます。

次に、本日の書記には事務局職員の落合係長を指名いたします。

本日の議案について事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは議案について説明させていただきます。議案書の目次をご覧くださいと思います。

本日ご審議いただく案件は、議案第 1 号から議案第 5 号までの 5 議案についてでございます。議案第 1 号は「農地法第 3 条の規定による許可申請について」でございます。申請件数は 3 件となっております。続いて、第 2 号は「農地法第 4 条の規定による許可申請について」でございます。申請件数は 1 件でございます。続いて、第 3 号は「農地法第 5 条の規定による許可申請について」でございます。申請件数は 7 件となっております。続いて、議案第 4 号は「農用地利用集積計画（案）の決定について」でございます。最後になりますが、議案第 5 号は「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」でございます。

以上で、議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 議案についての説明は以上で終わりました。

これより議事に入ります。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 皆様、議案書 1 ページをご覧くださいと思います。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請がありましたのでこの会の意見を求めます。提出日平成 26 年 2 月 25 日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

初めに、整理番号 1 の譲受人について説明します。息子さんご夫婦と高野山で農業を営んでいる方でございます。申請地は中峠字下大境地先の田の他二筆の合計 4,720m²でござ

ございます。申請理由は、経営規模を拡大するため所有権を移転するものです。売買代金は1m²当たり515円ということでございます。

なお、18日に開催されました調査会においてご指摘いただきました議案資料1ページ、譲渡人の職業の欄を賃貸業から農業に変更させていただきました。代理人の方が見えて訂正をしていきました。皆様には訂正分を発送できなかったということでございます。間違いなく訂正させていただいております。

次に整理番号2、譲受人は奥さんと二人の息子さんの4人によりまして青山を拠点として農業を営んでおります。申請地は中峠字水門前地先の田二筆の合計4,043m²でございます。申請理由は、経営規模を拡大するため所有権を移転するものでございます。売買代金は1m²当たり1,483円ということでございます。案内図は議案資料11ページになります。

最後に、整理番号3の譲受人は奥さんと両親の4人により柏市布施を拠点として農業を営んでおります。申請地は北新田地先の田一筆の2,247m²でございます。申請理由は、経営規模を拡大するため所有権を移転するものでございます。売買代金は1m²当たり133円ということでございます。案内図は議案資料の16ページでございます。

以上3件は農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 続いて、斉藤第1調査会長より調査会での審議結果の報告をお願いします。

斉藤調査会長 それでは議案第1号について報告いたします。座ったままで失礼いたします。議案書は1ページで、議案資料は1ページから17ページになります。

議案第1号は現地調査を行い、審議しました。

初めに、整理番号1についての申請地はクリーンセンターの南約100mに位置する田二筆と市民体育館の南東の約300mに位置する田一筆の合計3筆で、面積は4,720m²です。申請理由は農業経営の規模拡大です。権利者の営農状況は、耕作面積が8万5,751m²で、農業従事者は3名です。耕作している農地の中に不耕作地はなく、今後も引き続き耕作を続けていくということでした。

次に、整理番号2についての申請地は日本電気事業所の東約100mに位置する田二筆の合計4,043m²でございます。申請理由は農業経営の規模拡大です。権利者の営農状況は、耕作面積が2万751m²で、農業従事者は4人です。耕作している農地の中に不耕作地はなく、今後も引き続き耕作を続けていくということでした。

次に、整理番号3の申請地は中央学院大学陸上競技場の東約500mに位置する田一筆の

2,247m²でございます。申請理由は農業経営の規模拡大です。権利者の営農状況は、耕作面積が4万7,995m²で、農業従事者は4人です。耕作している農地について柏市農業委員会事務局に確認したところ、不耕作地はなく、今後も引き続き耕作を続けていくということでした。

以上3点について審議したところ、農地法第3条第2項の不許可の項目に該当せず、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。第1調査会としては全員一致をもちまして許可相当の結論に至りました。

以上です。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

渡辺委員。

渡辺陽一郎委員 先ほど整理番号2番の農業従事者の項目を読み上げたところ4名ということになっておったんですけども、私の聞き間違いでしょうか。4名であるとする資料が二人と10日と、あとゼロになっていますので。資料と違うんですけども。

議長 2番ですか。

渡辺陽一郎委員 はい、整理番号2番。

議長 2番。斉藤調査会長、お答えできますか。

斉藤調査会長 一応4名と発表いたしました。

渡辺陽一郎委員 そうですね。私のじゃあ聞き間違いじゃないとすると、資料がこれは間違っているということですか。年齢的にはいいんですけども、従事日数が書いてない。ゼロと10日ではちょっと充実しているとは。厳しいかなと。ほかにいるんでしょうか。

議長 事務局やりますか。

事務局 はい。

議長 どうぞ。

事務局 斉藤調査会長に失礼いたしました。渡辺委員のご指摘ありがとうございます。
これは4名ではなく、3名。

渡辺陽一郎委員 3名。

事務局 はい。ということでございます。この議案資料 10 ページのとおり3人で行っているという。

渡辺陽一郎委員 資料のほうが合っているんですね。

事務局 はい、そういうことです。

渡辺陽一郎委員 はい、分かりました。

議長 いいですか。

そのほかございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、議案第1号に対する質疑を打ち切ります。

これより採決を行います。議案第1号について許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号は原案どおり許可することにいたしました。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書3ページをご覧いただきたいと思います。議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。
提出日平成26年2月25日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

申請者は久寺家にお住いの方でございます。申請地は久寺家の畑一筆の一部になります。面積は90.97m²でございます。転用目的は農業用倉庫を建築するためになります。案内図につきましては議案資料21ページのとおりでございます。

以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 続いて、斉藤調査会長より調査会での審議結果の報告をお願いします。

斉藤調査会長 それでは議案第2号について報告いたします。議案書は3ページで、議案資料は18ページから23ページになります。

議案第2号は現地調査を行い、審議いたしました。申請地は久寺家の自宅と地続きの畑です。申請理由は、3年前の地震被害を受け、古い倉庫を解体しました。しばらくは倉庫なしの状態でしたが、やはり倉庫がないと農業資材の整理整頓ができないため新たに農業用倉庫を建築するものです。

第1調査会においては申請地の現地調査を行うとともに法的基準を調査した結果、全員一致をもって許可相当の結論に至りました。

以上です。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、議案第2号に対する質疑を打ち切ります。

これより採決を行います。議案第2号について許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号は原案どおり許可することにいたしました。

次に、議案第3号を1件ずつ審議したいと思います。整理番号の2から4についての譲受人が異なりますが、一団の農地内での事業であるため同時に審議をしたいと思います。同じように整理番号6と7も同時に審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(なし)

異議なしと認めます。

それでは議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の整理番号1を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 皆様、議案書の4ページをご覧いただきたいと思います。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成26年2月25日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

整理番号1についてご説明いたします。

譲受人は都部に住所を置く法人で、譲渡人が代表を務めております。申請がありました農地は都部字堂下地先の田4筆で、面積は1,348m²でございます。転用目的につきましては太陽光発電施設用地とするものです。議案案内図につきましては議案資料の27ページをご覧くださいと思います。

買い取り価格につきましては1kwh 当たり税込み36円であり、買い取り期間が20年ということでございます。利用計画については、太陽光パネル276枚を設置し、中に二つの施設になりますけれども、出力はそれぞれ33kwと5kwを得る予定とのことでございます。

他法令につきましては特にございませんが、平成26年1月6日付けで経済産業省から太陽光発電設備の認定通知が添付されております。さらに、東京電力株式会社とも電力供給契約の協議が整っております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 続いて、斎藤調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

斎藤調査会長 議案第3号の整理番号1の調査結果を報告いたします。

この案件については現地調査及び譲受人から聞き取りを行い、審議いたしました。譲受人は市内に住所を置く法人で、譲渡人が代表を務めています。転用目的は太陽光発電設備を設置するものです。申請理由につきましては、年齢的に農業の継続が困難であり、今後の生活手段を考えた結果とのことでした。周辺の被害防除対策としては、周辺の土砂等の流出を防ぐとともに、周辺をフェンスで囲みます。雨水については自然浸透を行います。オーバーフロー分は側溝に放流いたします。

次に、資金計画について全体で建設費が2,500万円で、全額金融機関から借り受ける計画で、金融機関からの融資可能の知らせが添付されております。

農地区分につきましては市街地化が認められる区域であることから第2種農地と判断いたしました。土地改良区の意見書につきましては、記載されている埋設管への対応について確実に実行していただくために覚書を提出していただきました。

以上の内容を基に審議したところ、調査会では農地法第5条の立地基準や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力などの一般基準に適合していると認められることから、全員一致をもって許可相当との判断に至りました。

以上です。

議長 それではこれより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認め、議案第3号の整理番号1に対する質疑を打ち切ります。

これより議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の整理番号1を採決します。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号の整理番号1については原案どおり許可することにいたしました。

次は、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の整理番号2から4を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案第3号の整理番号2から4について説明させていただきます。

整理番号2と3の譲受人は柏市に住所を置く法人で、業務は発電装置の設計、設置などを行っています。

次に、整理番号4の譲受人は船橋にお住いの会社員の方でございます。整理番号2と3の譲受人の事業への参加依頼を承諾した方でございます。申請のありました農地は布佐字粟牧地先の畑4筆で、面積は整理番号2が2,479m²、整理番号3が102m²、整理番号4が819m²の合計3,400m²でございます。転用目的につきましては太陽光発電施設用地とするものでございます。議案案内図につきましては議案資料の33ページと39ページをご覧くださいと思います。

買い取り価格は1kwh当たり税込み37.8円で、買い取り期間が20年ということでございます。利用計画につきましては、出力は4施設で49.5kw、1施設で30kw得る予定でございます。

他法令については特にございませぬ。平成26年1月6日付けで経済産業省から太陽光発電設備の認定通知が添付されております。さらに、東京電力株式会社とも電力供給契約の協議が整っております。

また、調査会でご指摘いただきました議案資料30ページになります。この一番上の1番の申請者の住所、氏名、年齢及び職業、氏名、本人の連絡先等の名称が抜けていたことについてご指摘いただきました。ご本人に来庁していただきまして間違いなく記入していただいておりますことをご報告いたしまして説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 続いて、斎藤調査会長から調査結果の報告をお願いします。

斉藤調査会長 議案第3号の整理番号2から4について調査結果を報告いたします。この案件については現地調査及び譲受人から聞き取りを行い、審議いたしました。

譲受人は議案書記載のとおりです。転用目的は太陽光発電設備を設置するものです。申請理由につきましては、太陽光発電による売電収入を得たいとのことでした。被害防除対策としては、周辺の土砂等の流出を防ぐとともに周辺をフェンスで囲み、雨水については自然浸透により行います。周辺農地への支障については、進入路が私道であることからお互いに譲り合って使用していますので、将来も農地利用が従前と同じく使用できるよう覚書の提出をお願いしたところ、ご協力をいただきました。

次に、資金計画については整理番号2と3の建設費が約5,400万円で、整理番号4が1,700万円です。自己資金と金融機関からの借入れによる計画です。金融機関からの融資可能のお知らせが添付されております。

農地区分につきましては、市街地化が見込まれる区域であることから第2種農地と判断いたしました。

以上の内容を基に審議しましたところ、調査会では農地法第5条の立地基準や申請目的の実現の確実性、周辺農地への影響、資金力などの一般基準に適合していると認められることから、全員一致をもって許可相当との判断に至りました。

以上です。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

渡辺委員。

渡辺陽一郎委員 整理番号4の1は現況畑で、譲受人は〇〇さんですかね。これは地目変更なしで畑の買い取りになりますか。この方は農家ですか。それともこのまま畑として利用なんですか。違いますよね。当然発電施設を作るわけですよね。

斉藤調査会長 はい。

渡辺陽一郎委員 これはありますか。

議長 斉藤調査会長。

斉藤調査会長 調査に来た時は畑ですけども、かなりの遊休農地で草が生えている、そういう状態でした。それで、これは畑として使わず、発電施設として貸すそうです。ちょっと失礼。

渡辺陽一郎委員 現況としては結局3の1にあるように原野に近いということで理解してよろしいですか。

斉藤調査会長 はい、そうです。

渡辺陽一郎委員 それであれば、農業委員会としてちょっと伺いたいのは、ここは確か日当たりがよく、台地ですよね。これから農業ができなくなるぐらい高齢になってきた場合に、畑として利用価値の高い土地、日当たりも水はけもよいというような土地をどんどんこういうかたちにしていってよろしいのかどうかということなんです。農地が全部が全部こうなるとは言えませんし、日当たりがよいから太陽光発電には向くのかもかもしれませんが、農業委員会としては非常に利用価値の高い農地を太陽光発電所に認めていく方向でよろしいのかどうか、ちょっと私は疑問なんですけど、いかがでしょうか。

議長 この件に関してどなたがやりますか。

議長 じゃあ事務局どうぞ。

渡辺陽一郎委員 悪いことじゃないと思うんだけど、どんどん出てくると思うんですよね

事務局 渡辺委員のご心配、重々分かります。ただ、国のほうでは再生エネルギーの活用ということで申請があったら、迷惑が掛からないとか、そういう基準に適合していれば認めてくださいということがございますので、認めざるを得ない。ただ額がかなり、20年といいますが5,000万とか1,700万とか大きいです。これはかなりのご決断でされているんだろうなあというふうに推察されます。だから、渡辺委員のご心配ほどは伸びないのかなと。お金がネックですね。ご心配になると思うんですよ。そんなにスピードはアップしないんじゃないかというふうに私個人の考えで申し訳ございませんけど思っております。

以上です。

議長 掛川委員、どうぞ。

掛川正治委員 今の渡辺委員のご指摘はそのとおりだと思うんですが、業者もこれだと

いうところをよく見つけてきたなというぐらいの畑、もう荒地なんですよ。周りを勘案してもよくこんないいところを見つけてきたなということで、この案件については自信をもって太陽光発電でも仕方ないなと私ら全部で判断しました。ただ、将来的にうんぬんというのは、飯塚次長が言ったように費用対効果でこれが先に出るか出ないかというのは我々が考えてもしょうがないことだと思います。第1調査会としては十分調査しましたのでご安心ください。

渡辺陽一郎委員 今回の案件としてはということで、これからの、将来的なことを言ったまでのことですから。じゃあ分かりました。

掛川正治委員 はい。

斉藤調査会長 それから少し捕捉させていただきます。第1調査会ではそのようなことが発生する恐れがありますので、この場合は道が私道ですので、そういうところもきちんと意見にして、必ず耕作する人が支障のないようにというようなことを相手方に伝えておきました。

以上です。

議長 そのほかございませんか。

(なし)

それでは意見がないものと認めます。議案第3号の整理番号2から4に対する質疑を打ち切ります。

これより議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の整理番号2から4を採決します。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号の整理番号2から4については原案どおり許可することにしたしました。

次は、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の整理番号5を議題といたします。

事務局、議案の説明をお願いします。

事務局 議案第3号の整理番号5についてご説明させていただきます。

譲受人は整理番号2と3の法人の役員の方です。申請のありました農地は布佐字原地地先の畑一筆でございます。面積は690m²です。転用目的につきましては、太陽光発電施設

設用地とするものでございます。議案案内図につきましては議案資料の 49 ページでございます。買い取り価格は 1 kwh 当たり税込み 37.8 円でございます。買い取り期間が 20 年ということです。利用計画については、施設当たり 49.5kw の出力を得る予定でございます。

他法令については特にございませんが、平成 26 年 1 月 24 日付けで経済産業省から太陽光発電設備の認定通知が添付されています。さらに、東京電力株式会社とも電力供給契約の協議が整っております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 続いて、斎藤調査会長から調査結果の報告をお願いします。

斎藤調査会長 議案第 3 号の整理番号 5 について調査結果を報告いたします。

この案件については現地調査及び譲受人から聞き取りを行い、審議いたしました。譲受人は議案書記載のとおりです。転用目的は太陽光発電設備を設置しようとするものです。申請理由につきましては、太陽光発電による売電収入を得たいとのことでした。被害防除対策としては、周辺の土砂等の流出を防ぐとともに、周辺をフェンスで囲み、雨水については自然浸透により行います。また、搬入道路については周辺農地の方と十分協議することでした。

次に、資金計画については建設費が約 2,000 万円で、金融機関から借り入れる計画です。金融機関からの融資可能のお知らせが添付されております。

農地区分につきましては、市街地化が見込まれる区域であることから第 2 種農地と判断いたしました。

以上の内容を基に審議しましたところ、調査会では農地法第 5 条の立地基準や申請目的の実現の確実性、周辺農地への影響、資金力などの一般基準に適合していると認められることから、全員一致をもちまして許可相当との判断に至りました。

以上です。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

高田委員。

高田勝禰委員 これは国道 356 沿いですよね。

斎藤調査会長 はい。

高田勝禱委員 そういう場合には農業委員会の転用だけのあれでよろしいんですか。その他の問題で規制がないんですか。ちょっと勉強不足なもので教えていただきたいんですけど。

議長 それでは事務局。

事務局 これは市の宅地課になりますかね。宅地課のほうに確認しましたら、工作物で届出だとか相談が必要かなと思いましたが、そこまではいらないと。相談に来てくれてここにこういう施設ができるというのは把握したいということでございましたので、そういう規制はございません。

高田勝禱委員 国道とはいえ我々の生活道路だから、そういうところへこういう施設を作ってどうかという一つの疑問がありましたものでお聞きしました。

以上です。

議長 そのほかございませんか。

(なし)

地域担当、新堀委員、それと斉藤委員、何かご意見ありますか。

それでは斉藤委員。

斉藤剛広委員 ここの現地調査はちょうど2月、1月かな、1月の15日の寒い日だったんですよね。それで市の道路課が来て、今回申請を受けた場所は前から違う業者というか、カワマル企画とかイタバシ建設とか。それで今回のあれを借りる人の面積が前は一筆というか、1軒のうちで全部作っていたんですよね。それがカワムラ企画、イタバシ建設、その面積でこう押していくと今回借りた人の面積というのは約600幾つのあれで30坪も少ないんだって。それで、ちょうどうちの前の畑を越してアカドウというのが昔の道があった次なんですよ。それでアカドウの真ん中に杭が、昔の結界というか、あれが建っている。昔は6尺の道だったんで大体通れたのに市の道路課が来て、今は法務局へ申請するのに最低9尺じゃないと申請が通らないというんだよね。そんなあれでごたごたして、結局うちのほうが折れたかたちで。じゃないと何回やっても申請できないというんで。そういう問題があった場所なんです。これは雑談というか余談なんだけど。

議長 そのほか新堀委員、ご意見ありませんか。

(なし)

そのほか意見はないですか。なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の整理番号5を採決します。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号の整理番号5については原案どおり許可することにいたしました。

次は、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の整理番号6と7を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案第3号整理番号6と7についてご説明いたします。

整理番号6の譲受人は茨城県ひたちなか市にお住いの会社員の方です。整理番号7の譲受人は柴崎台にお住いの会社員の方になります。両名の方は整理番号2と3の譲受人から事業への参加依頼を受け、承諾した方でございます。申請のありました農地は布佐字原地先の畑、合計3筆になります。面積は、整理番号6が1,486m²、整理番号7が765m²の合計2,251m²でございます。転用目的につきましては太陽光発電施設用地とするものでございます。案内図につきましては議案資料の51ページと57ページになります。買い取り価格は1kwh当たり税込み37.8円でございます。買い取り期間が20年ということになります。利用計画につきましては、施設当たり両方とも49.5kwの出力を得る予定です。

他法令については特にございませんが、平成26年の1月24日付けで経済産業省から太陽光発電設備の認定通知が添付されております。さらに、東京電力株式会社とも電力供給契約の協議が整っておるところでございます。

以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 続いて、斎藤調査会長から調査結果の報告をお願いします。

斎藤調査会長 議案第3号の整理番号6と7について調査結果を報告いたします。

この案件については現地調査及び譲受人から聞き取りを行い、審議いたしました。譲受人は議案書記載のとおりです。転用目的は、太陽光発電設備を設置しようとするものです。申請理由につきましては、太陽光発電による売電収入を得たいということでした。被害防除対策としては、周辺の土砂等の流出を防ぐとともに、周辺をフェンスで囲み、雨水については自然浸透により行います。

次に資金計画については、整理番号6の建設費が2,000万円で、整理番号7が約1,900

万円です。自己資金と金融機関から借り入れによる計画です。金融機関からの融資可能のお知らせが添付されております。農地区分につきましては、市街地化が見込まれる区域であることから第2種農地と判断いたしました。

以上の内容を基に審議しましたところ、調査会では農地法第5条の立地基準や申請目的の実現の確実性、周辺農地への影響、資金力などの一般基準に適合していると認められることから、全員一致をもちまして許可相当の判断に至りました。

以上です。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認め、議案第3号の整理番号6と7に対する質疑を打ち切ります。

これより議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の整理番号6と7を採決します。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号の整理番号6と7については原案どおり許可することにいたしました。

次は、議案第4号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書7ページをご覧くださいと思います。議案第4号「農用地利用集積計画(案)の決定について」。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画(案)について決定を求められているのでこの会の意見を求めます。平成26年2月25日提出、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

議案第4号は農用地利用集積計画に伴う賃借権の設定になります。新規設定の1件と再設定の5件でございます。

初めに、新規の整理番号1、借受者は布佐に在住する農業者の方でございます。利用権を設定する土地は布佐八ツ山地先などの田5筆、5,089m²でございます。いずれも賃借権の設定で、10アール当たりコシヒカリ90kgでございます。

次の整理番号2と3は借受者が同じ方でございますので、一括してご説明させていただきます。借受者は柴崎に在住する農業者の方です。利用権を設定する土地は北新田地先の田5筆、1万4,364m²でございます。いずれも賃借権の設定で、10アール当たりコシヒカリ90kgでございます。

次の整理番号4の借受者は下ヶ戸に在住する農業者の方でございます。利用権を設定す

る土地は下ヶ戸字宮下地先の田を含め3筆、7,074m²でございます。いずれも賃借権の設定になります。10アール当たりコシヒカリ90kgでございます。

次の整理番号5と6は借受者が同じ方でございますので、一括して説明させていただきます。借受者は布佐に在住する農業者の方です。利用権を設定する土地は江蔵地字龍ヶ谷地先の田を含め、5筆、5,780m²でございます。いずれも賃借権の設定になり、10アール当たりコシヒカリ120kgでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 続いて、議案第4号について斎藤調査会長から調査結果の報告をお願いします。

斎藤調査会長 それでは議案第4号についての調査結果を報告いたします。今回の案件は新規設定が1件、再設定が5件でございます。

新規設定の整理番号1の借受者は布佐の農家の方で、50歳です。営農状況については、耕作面積が1.3ヘクタールで、3名で耕作しております。

次に、再設定の整理番号2と3の借受者は柴崎の農家の方で、62歳です。営農状況については、耕作面積が7.2ヘクタールで、奥さんと二人で耕作をしています。

次に、整理番号4の借受者は下ヶ戸の農家の方で、40歳です。営農状況については、耕作面積が2.5ヘクタールで、母親と兄の3名で耕作をしています。

次に、整理番号5と6の借受者は布佐の農家の方で、50歳です。営農状況については、耕作面積が1.3ヘクタールであり、3名で耕作をしています。

以上の内容を基に審議しましたところ、調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との結論に至りました。

以上です。

議長 私のほうから一言。本日の農業委員会総会を傍聴したいとの申し出がございました。傍聴することを許可したいと思います。よろしいか、お諮りします。ご異議ございませんか。

(なし)

それでは異議なしと認め、傍聴者に入室していただきます。

(傍聴者に対して)

傍聴される方に申し上げます。農業委員会会議規則第28条により、会議場内において発言したり議事の妨害となるような言動をしないようにひとつよろしく申し上げます。

議長 それでは議事を進行します。

これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

ございませんか。意見がないものと認めます。

これより採決を行います。議案第4号について決定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号については原案どおり決定することにいたしました。

斉藤調査会長は自席にお戻りください。

斉藤調査会長 ご審議どうもありがとうございました。

議長 ご苦労さまでした。

次は、議案第5号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書 11 ページをご覧くださいと思います。議案第5号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」。下記のとおり柏税務署長より利用状況確認依頼がありましたのでこの会の意見を求めるものです。平成26年2月25日提出、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

本件は相続税の納税猶予の適用を受けてから20年を迎えるため、この適用用地の利用状況について柏税務署から依頼があったものでございます。早速会長にご報告し、ご指示をいただきましたので、先日地区担当委員の方と私ども事務局により現地を確認させていただきましたところでは。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは各調査委員から調査結果について報告をお願いします。

初めに渡邊光雄委員、お願いします。

議長 暫時休憩に入ります。

(暫時休憩)

議長 それでは再開します。

渡邊光雄委員 それでは議案第5号の調査結果をご報告申し上げます。議案書は11ページで、議案資料は63ページになります。

平成26年2月5日、事務局職員とともに6筆、約1万3,000m²の現地確認を行いました。現況は、田についてはほとんど田んぼを作っておったということです。稲刈りの跡が分かる状況でした。畑についてはナシが全部適正に管理されていました。

以上でございます。

議長 続いて斉藤剛広委員、お願いします。

斉藤剛広委員 それでは議案第5号の調査結果を報告いたします。議案書は11ページで、議案資料は64ページになります。

平成26年2月5日、事務局職員とともに6筆、約1万9,000m²の現地確認を行いました。利用状況については、すべての田は稲刈りの跡が分かる状況であり、適正な管理が行われておりました。

以上です。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認め、議案第5号に対する質疑を打ち切ります。

これより議案第5号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」を採決します。報告することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第5号については原案どおり報告することにいたしました。

以上で、審議案件については終了いたしました。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 報告させていただきます。報告第1号につきましては議案書12ページから13ページになります。

この報告は市街化区域における農地転用の届出になります。農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理書を交付したものでございます。内容につきまして

ては農地法第5条に係る転用の届出で、6件受理しました。転用目的及び転用事由は宅地となっております。

続きまして、報告第2号の「農業委員会制度・組織改革に向けた組織討議と意見集約について」は議案書14ページをご覧くださいと思います。

内容につきましては別冊で皆様にお送りしてございます。昨年末成立しました農地中間機構関連2法案によりまして農地制度が大きく変わってきました。このことに的確に対応していくために農業委員会自らが組織改革に取り組む必要があります。こうした趣旨により全国の農業会議所、また千葉県農業会議から農業委員会制度等のアンケートが来たものでございます。つきましては、勝手ながら報告案を作成したものを皆様にお送りしてございます。もちろんあくまで皆様のお考えをまとめたものを出したいと思っておりますので、ご意見がいただけますようお願いするものでございます。ご意見につきましては2月末まで、時間がちょっとないんですけども、事務局へご一報くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

議長 報告第1号から第2号まで報告させていただきました。

ただ今の報告に対してご意見がありましたら挙手を願います。

阿曾委員。

阿曾敏夫委員 報告第2号についてお尋ねします。

農業委員会制度の組織改革と意見集約の二つについて報告しますということでここに別冊で来ておりますが、設問1の農業委員会の業務の重点についてと。丸かっこ、去年からの業務の取り組みについて、丸かっこ設問1ということで、ここにA列というかたちで丸印、設問1の2でもやはり丸印、こういうふうに記載されておりますが、これはどういう目安でこういうふうな印をつけたんですか。農業委員の皆さんから記載してくださいということで例として記載したのか、それが我々にこういうふうな印をしてくださいという誘導なのか、ひとつその辺のところを。

議長 事務局。

事務局 阿曾委員にご心配かけて申し訳ございません。ちょっと説明が足らなかったと反省しております。これは誘導ではございません。例えば今、我孫子においてはこの辺の位置なのかなあと事務局で相談しまして、それでお示したものでございます。あくまで阿曾委員のおっしゃった最初の、前段のほうが正しいと私も思っております。

阿曾敏夫委員 じゃあこれを参考にしなくてもいいというかたちでアンケートに丸印をしていいですね。はい、分かりました。

議長 そのほかございますか。ありませんか。

渡辺陽一郎委員 はい、じゃあ。

議長 渡辺委員。

渡辺陽一郎委員 これ、2月中に事務局のほうに提出ということでいいんですか。随分時間がないところですが。

議長 事務局。

事務局 時間がないところ申し訳ございません。2月中がありがたいと思っております。

渡辺陽一郎委員 すみません。続けていいですか。これをずっと読んでいると、非常に分かりづらいところとここで話さなければいけないところと事務局に確認すればいいかなと思うところがだいぶあるんですけども、どうしましょう。私のほうからどんどん出していってしまっても変かなと思いますので、事務局と話をしてからでいいですか。

議長 事務局、どうぞ。

事務局 渡辺委員が疑問のところはほかの委員さんも疑問かなと考えられますので、もし大きな疑問点ならこの場でちょっと発言していただいて、細かな点は、これは事務局でもいいなと渡辺委員がお考えの点はあとで事務局に聞いていただければありがたいと思います。

議長 渡辺委員、どうですか。

渡辺陽一郎委員 じゃあこれからどんどん発言させていただいていいですか。ちょっとここで1回していいものかどうか。報告になっていたのも議論していいものなのかちょっと分からないので。

事務局長 いいですかね。

事務局 ええ。

事務局長 これ、今ね、初めて見ましたか。あらかじめ質問をご覧になっているのかな。

事務局 4、5日はたっています。

事務局長 4、5日はご覧になっていると。ちょっとここで一つ一つ、じゃこれはどこに丸をつけましょうか、みたいな話になったら、いくら時間があっても足りないと思うんですよね。じゃそういったもの、これは例えば総意で出すべきだ、みたいな意見も含めてちょっと出してもらって。これは2月中に絶対向こうに出さないとダメなんですかね。

事務局 一応2月中には出してくれというアンケート調査なので。

議長 それでは休憩します。

(暫時休憩)

議長 再開します。

それでは議案の審議はこの件をもちまして終了いたします。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、我孫子市農業委員会平成26年第2回総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

議 長

署名人

署名人